

各位

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた電気・都市ガス料金の特別措置の

追加対応について（措置内容の一部変更）

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた皆様のご冥福をお祈り申し上げますとともに、感染された皆様や生活の影響を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済産業省の要請を踏まえ、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客様へ電気・都市ガス料金の特別措置を実施していましたが（2020年3月25日お知らせ済み）、このたびの新型コロナウイルス感染拡大や経済産業省からの要請を受け、特別措置の内容を変更いたします。

つきましては、大変恐れ入りますが、特別措置の適用を希望されるお客様は、以下の窓口までお電話いただきますようお願い申し上げます。

1. 特別措置の変更内容

2020年4月分・5月分の電気料金または都市ガス料金を対象として、2020年4月分のお支払期日を、原則として1カ月間延長から2カ月延長^{※1}へと変更いたします。なお、既に特別措置のお申込みをいただいたお客様の2020年4月分は、自動的に2カ月延長へ変更いたしますので、お申込みは不要です。

※1 金融機関やクレジット会社の決済スケジュールによっては、お支払期日の延長ができない場合がありますので、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

2. 特別措置のお申込み方法

電気・都市ガス料金の特別措置をご希望されるお客様は、5月31日（日）までに、次の連絡先までご連絡をお願いいたします。

低圧電気または 都市ガスのお客様	JXTGエネルギー 低圧電気・都市ガスお客様窓口 (ENEOSでんき・都市ガス カスタマーセンター) 電話番号 03-6627-1763 (受付時間：午前9時～午後5時〔第3日曜日と年末年始を除く〕) ※但し、5月3日（日）～5月5日（火）、5月17日（日）は、システムメンテナンスに伴い休業となります。
特別高圧電気または 高圧電気のお客様	JXTGエネルギー 特別高圧・高圧電気お客様窓口 電話番号 03-6713-4346 (受付時間：午前9時～午後5時20分〔土日祝日・年末年始を除く〕)

3. 特別措置の適用対象

新型コロナウイルス感染拡大の影響により「緊急小口資金または総合支援資金（2020年3月25日受付開始）」^{※2}の貸付を受け、当社に特別措置適用のお申し出をされたお客様

※2 緊急小口資金または総合支援資金の詳細は、厚生労働省のホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

以上